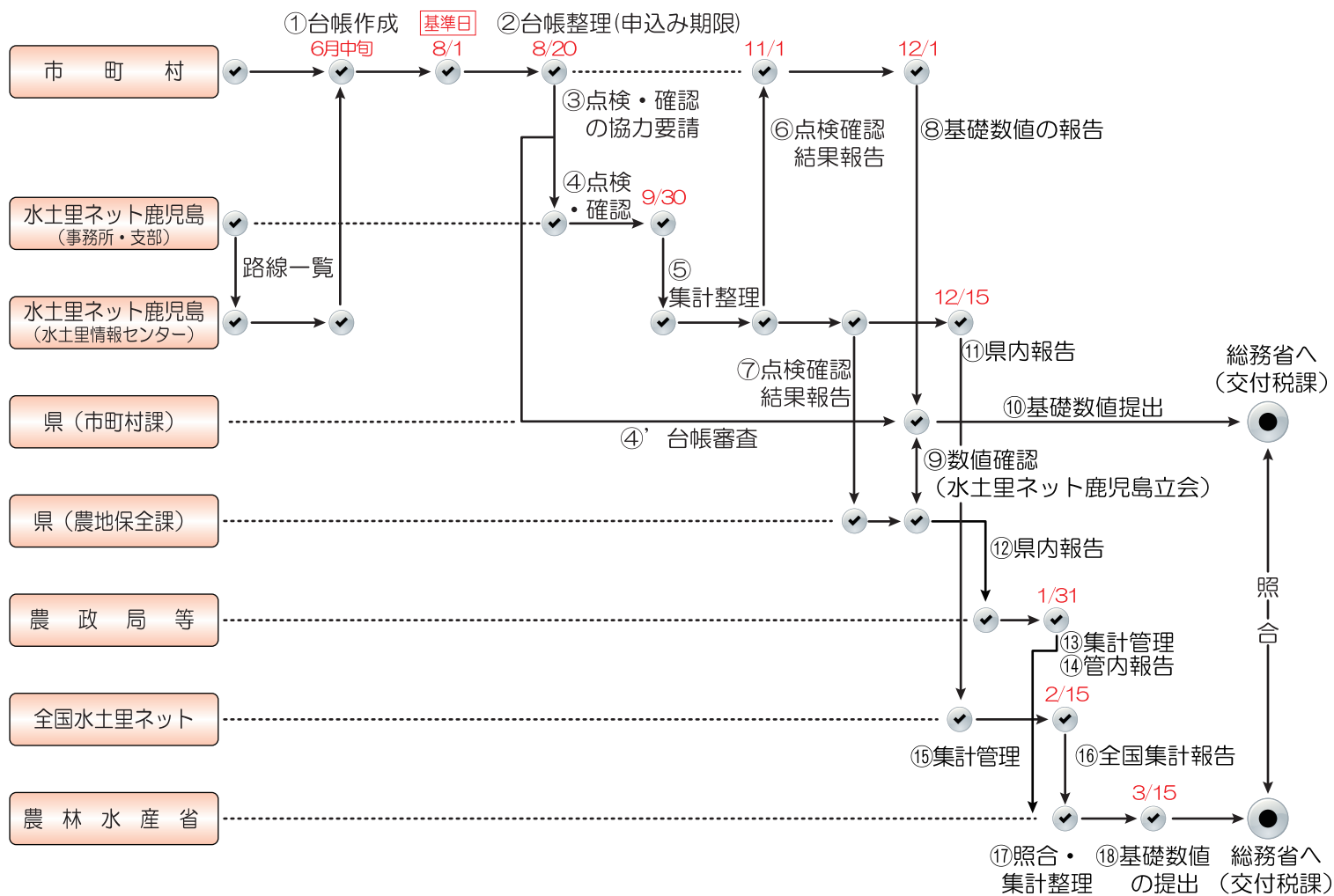


農道台帳作成・管理

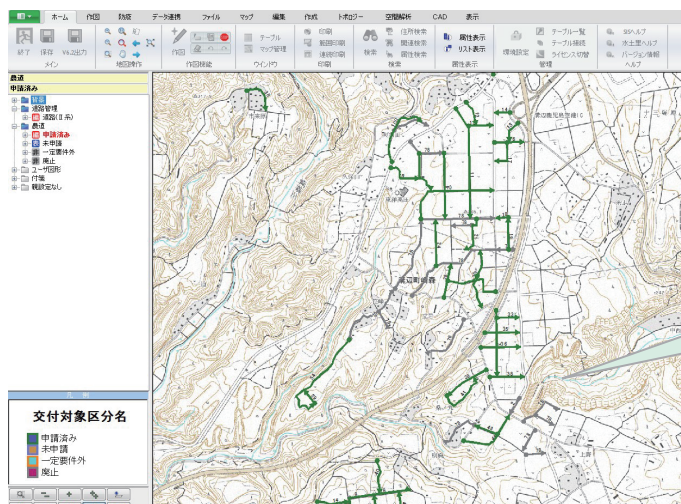
農道台帳管理に係る事務の概要



水土里情報システムを活用した農道台帳の管理

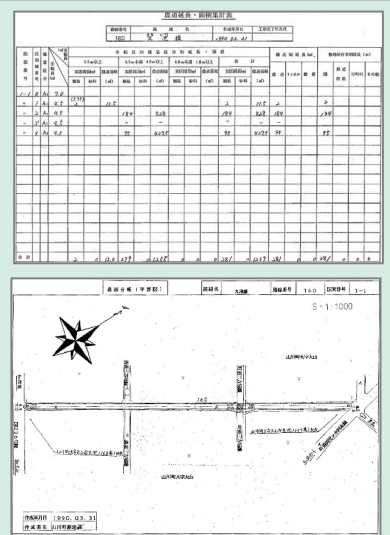
農道台帳の管理路線について、路線網図や台帳・管理図を既存の鹿児島県水土里情報システムで閲覧することが可能です。

※農道網図においては、GISデータの提供も行います。



【閲覧可能な属性情報と関連ファイルの一例】

属性	ファイル
名称	値
市町村コード	210
市町村名	指宿市
路線番号	160
路線名称	丸池線
道路区分コード	001
道路区分名称	農道
管理者コード	006
管理者名称	市区町村
起点地点名	山川町大字大山宇丸池1168番1地先
起点路線名	国道226号線
終点地点名	山川町大字大山宇丸池1157番1地先
終点路線名	町道岡児ヶ水利永線
全幅員(代表)	4.5
有効幅員(代表)	3.5
舗装区分	002
舗装区分名称	高級アスファルト
施工年度	1,987



業務を支援します

農道台帳とは

作成の目的

農道台帳の作成は、農道の造成及び管理の状況を的確に把握し、農道造成の目的に立脚した適正な農道の管理及び改良に資することを目的としています。

作成対象となる農道

農道台帳の作成対象となる農道は、土地改良法に基づく土地改良事業により造成された農道であって、道路法第7条第1項または第8条第1項により、都道府県道または市町村道として認定された道路以外のものとします。

幅員1.8m以上で、現に農道として管理されているすべての農道とします。

交付税の対象路線（一定要件）

市町村の管理する農道のうち、土地改良事業で造成し、かつ一定要件※を具備している農道で、農道台帳（平面図縮尺1/1,000以上）が作成済みの路線。

※一定要件：幅員4m以上でかつ両端が公道(国道、都道府県道、市町村道、一定要件農道)に接続するもの

作成主体等

(1)農道台帳の作成は、その農道を造成するものが行うものとします。ただし、すでに事業が完了し、農道台帳が作成されていない農道にあっては、現にその農道を管理するもの（農道管理者）が行うものとします。

(2)農道台帳の作成に要する経費は、すでに事業が完了しているものを除き、当該農道の造成に係る事業費から支弁するものとします。※

※出典：農道台帳について（平成2年3月22日付け 2構改D第46号 構造改善局長通達より）



農道台帳管理に係る体制の整備

目的 適切な交付税措置を講じるため、農道台帳の作成・管理に努めること。

正確性 : 農道台帳に記載される数値の確保
(台帳・図面・現地等の整合)

信頼性 : 公的第三者機関として水土里ネット鹿児島が選定

九州農政局

指導

鹿児島県

指導/監督

水土里ネット
鹿児島



問い合わせは、水土里情報センターまたは最寄りの事務所・支部まで